別記第四十一号の十三様式及び第四十一号の十四様式中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改める。

別記第四十一号の十五様式中「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「第18条第16項」を「第18条第18項」に改める。

別記第四十一号の十六様式中「第18条第16項」を「第18条第18項」に、「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「第６条の３第１項」を「第６条の４第１項」に改める。

別記第四十一号の十七様式中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改める。

別記第四十一号の十八様式中「第18条第18項」を「第18条第20項」に、「第18条第19項」を「第18条第21項」に改める。

別記第四十一号の十九様式中「第18条第19項」を「第18条第21項」に、「第６条の３第１項」を「第６条の４第１項」に改める。

別記第四十一号の二十様式中「仮使用承認申請書」を「仮使用認定申請書」に、「第18条第22項第１号」を「第18条第24項第１号」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に改める。

別記第四十一号の二十一様式中「仮使用承認申請書」を「仮使用認定申請書」に、「第18条第22項第１号」を「第18条第24項第２号」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に改める。

別記第四十一号の二十二様式中「仮使用承認通知書」を「仮使用認定通知書」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「第18条第22項第１号」を「第18条第24項第１号」に、「仮使用を承認」を「仮使用を認定」に改める。

別記第四十一号の二十三様式中「仮使用承認通知書」を「仮使用認定通知書」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「第18条第22項第１号」を「第18条第24項第２号」に、「仮使用を承認」を「仮使用を認定」に改める。

別記第四十二号様式第一面10欄ロ中「住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、同面10欄中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】（　　）（　　）（　　）

別記第四十二号様式注意３㉓中「あるものの住宅」を「あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「「ヌ」に住宅の用途に供する部分」の下に「、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分」を加え、同注意３㉔中「共同住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「の住宅」を「の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「及び」を「又は共同住宅の」に、「又は」を「若しくは」に改め、同注意３㉕中「ル」を「ヲ」に、「ヲ」を「ワ」に、「住宅」を「住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「用途に供する部分」の下に「（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）」を加え、同注意３㉖中「ヲ」を「ワ」に改める。

別記第四十六号様式第一面10欄ロ中「住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、同面10欄中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】（　　）（　　）（　　）

別記第四十六号様式注意３㉓中「あるものの住宅」を「あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「「ヌ」に住宅の用途に供する部分」の下に「、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分」を加え、同注意３㉔中「共同住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「の住宅」を「の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「及び」を「又は共同住宅の」に、「又は」を「若しくは」に改め、同注意３㉕中「ル」を「ヲ」に、「ヲ」を「ワ」に、「住宅」を「住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「用途に供する部分」の下に「（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）」を加え、同注意３㉖中「ヲ」を「ワ」に改める。

別記第四十九号の三様式第三面７欄ロ中「住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、同面７欄中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

別記第四十九号の三様式注意４㉓中「あるものの住宅」を「あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「「ヌ」に住宅の用途に供する部分」の下に「、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分」を加え、同注意４㉔中「共同住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「の住宅」を「の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「及び」を「又は共同住宅の」に、「又は」を「若しくは」に改め、同注意４㉕中「ル」を「ヲ」に、「ヲ」を「ワ」に、「住宅」を「住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「用途に供する部分」の下に「（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）」を加え、同注意４㉖中「ヲ」を「ワ」に改める。

別記第四十九号の七様式第二面７欄ロ中「住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、同面７欄中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

別記第四十九号の七様式注意３㉓中「あるものの住宅」を「あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「「ヌ」に住宅の用途に供する部分」の下に「、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分」を加え、同注意３㉔中「共同住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「の住宅」を「の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「及び」を「又は共同住宅の」に、「又は」を「若しくは」に改め、同注意３㉕中「ル」を「ヲ」に、「ヲ」を「ワ」に、「住宅」を「住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「用途に供する部分」の下に「（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）」を加え、同注意３㉖中「ヲ」を「ワ」に改める。

別記第五十号の五様式から第五十号の七様式までの規定中「第68条の23第１項」を「第68条の22第１項」に改める。

別記第五十号の八様式及び第五十号の九様式中「第68条の23第２項」を「第68条の22第２項」に改める。

別記第五十号の十一様式及び第五十号の十二様式中「第68条の26第１項」を「第68条の25第１項」に改める。

別記第五十号の十三様式の次に次の一様式を加える。

別記第五十号の十四様式（第十条の五の二十三関係）（Ａ４）

特殊構造方法等認定申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　　様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称　　印

下記について、建築基準法第38条（同法第67条の２、第67条の４及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたいので、同法第68条の26（同法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

１．認定を受けようとする構造方法又は建築材料の名称
２．認定を受けようとする構造方法又は建築材料の内容
３．備考

（注意）

① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

② 氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。